

議案第46号

松阪市建築審査会条例の一部改正について

松阪市建築審査会条例（平成17年松阪市条例第222号）の一部を次のように改正する。

平成28年2月18日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市建築審査会条例の一部を改正する条例

松阪市建築審査会条例（平成17年松阪市条例第222号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（委員の任期）

第2条の2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでの間、その職務を行う。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に在任する松阪市建築審査会の委員は、当該任期中に限り、なお従前の例により在任するものとする。